

## 「事業化案件研究調査事業」実施規程

### （目的）

第1条 この規程は、将来事業化を目指す案件の推進を図るため、一般財団法人四国産業・技術振興センター（以下「本センター」という）が実施する事業化案件研究調査事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

### （支援対象者）

第2条 事業化案件研究調査事業の支援対象者は、四国内に本社または事業所を持つ中小企業等で、単独または他の企業等と共同で、将来の事業化を目的とした研究・調査を実施しようとするものとする。なお、他の企業等の所在地は問わない。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者ではないこと。

### （支援対象案件）

第3条 事業化案件研究調査事業の支援対象とする案件は、将来の事業化を目指し企業が取り組み中または検討中の技術開発・製品開発案件とする。

2 なお、支援対象の技術開発・製品開発案件は、同一または類似テーマで、当該年度に本センター及び他の機関の事業で採択されてないことを条件とする。

### （委託事業の期間）

第4条 支援事業の委託期間は、当年4月1日から翌年2月末日とする。

### （支援対象経費および限度額）

第5条 支援事業の対象となる経費は、技術開発・製品開発の実施に直接必要な費用の全部または一部であって、別表に掲げるものとする。

2 前項に係る支援金は、1件につき100万円（税込）を限度とする。

### （交付申請）

第6条 支援金を受けて事業を実施しようとする者は、「事業化案件研究調査事業提案書」（様式1）を本センターの理事長（以下「理事長」という）が定める日までに提出しなければならない。

### （交付決定）

第7条 理事長は、前条の規定による提案書について、審査委員会において、別途定める「審査要領」に基づき審査を行い、支援金の交付先と金額を決定し、事業化案件研究調査支援事業を行うこととなった者（以下「事業者」という）に速やかに通知する。なお、必要に応じて審査委員会においてヒアリングを行う。

### （暴力団排除に関する誓約）

第8条 事業者は、別紙暴力団排除に関する誓約事項についての内容を確認し、提出しなければならない。

(契約締結)

第9条 事業者が本事業を遂行する際は、本センターと調査事業に関する委託契約を締結する。

(事業の遂行)

第10条 事業者は、交付決定および契約書の内容に従い、研究調査を実施しなければならない。

- 2 事業者は、実施内容の変更等がある場合、事前に理事長に書面で届けなければならない。
- 3 本センターは、研究調査目標を達成するため、本センターが指定するコーディネーターを配置する。コーディネーターは、事業者に対しヒアリングを行うとともに、必要に応じて指導、助言を行う。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業を完了したときまたは支援金の交付決定に係る事業期間が終了したときは、完了日から10日以内に実績報告書（様式2）および、事業化案件研究調査事業完了届（様式5）を理事長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定および交付)

第12条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告書および必要な証拠書類を審査し、交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定するものとする。

- 2 事業者は、確定した支援金の額を請求するため、交付金請求書（様式3）を理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、支援金の額を確定し、事業者から交付金請求書を受領したときは、速やかに事業者に対し支援金を交付するものとする。

(概算払い)

第13条 理事長は、支援金の交付の目的を達成するために、必要があると認めるときは、支援金を概算払いにより交付することができる。

2 事業者は、概算払いにより支援金を請求するときは、交付金概算払請求書（様式4）を理事長に提出しなければならない。ただし、概算払い請求は1回を限度とする。

(交付決定の取消し)

第14条 理事長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部または一を取り消すことができる。

- (1) 事業者がこの規程または交付決定、委託契約の内容に違反したとき
- (2) 交付決定後に生じた事情の変更等により、事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- (3) 事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(返還)

第15条 理事長は、支援金の交付後に交付決定を取り消す場合は、交付した支援金の全部または一部の返還を命ずることができる。

(協力事項)

第16条 事業完了後5年以内に、事業者が本事業の成果に基づき補助金等へ応募する際や、本センターが実施する販路開拓活動等において、協力するものとする。

(調査等の協力)

第17条 事業者は本センターの支援事業に関する調査等について協力する。

2 本条の規程については、支援事業終了後もその効力を有する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から実施する。

2 改正 令和3年1月18日

3 改定 令和4年1月11日

4 改定 令和4年5月19日

5 改定 令和5年1月 5日

#### 別 表

##### 支援対象経費

| 区 分                               | 内 容                                         |
|-----------------------------------|---------------------------------------------|
| 1. 材料・消耗品費                        | 当該事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の購入費または制作費           |
| 2. 外注費                            | 当該事業の実施に直接必要な加工等の外注に係る経費                    |
| 3. 旅 費                            | 当該事業の実施に直接必要な移動に係る経費                        |
| 4. 出展費                            | 当該事業の実施に直接必要な会場費など出展に係る経費                   |
| 5. その他                            | 当該事業の実施に直接必要な経費で本センターが妥当と認めるもの<br>(人件費は対象外) |
| (注) 支払い金額を確認するため、領収書等のコピーを提出すること。 |                                             |